

## 1 改正の趣旨

令和6年6月12日公布の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、国の「こども・子育て支援加速化プラン」を賄う安定財源の一つとする「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度から各医療保険者が保険料（税）と合わせて被保険者から当該支援金を徴収することとなるため、当該支援金の課税に関する事項等を規定するもの。

## 2 主な改正内容

- ①子ども・子育て支援納付金課税額について新たに規定（第2条第1項第4号、同条第5項）
- ②子ども・子育て支援納付金課税額にかかる所得割額・均等割額・18歳以上被保険者均等割額を新たに規定（第10条の2～第10条の4）
- ③低所得世帯・未就学児・出産被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の減額について新たに規定（第22条）

## 3 令和8年度北本市国民健康保険税の税率等（案）

区分	医療分 (据え置き)	後期支援分 (据え置き)	介護分 (据え置き)	子ども分 (R8新設)
所得割額	7.3%	2.8%	2.2%	0.26%
均等割額	38,900円	13,500円	16,100円	1,500円
18歳以上均等割額	-	-	-	100円
限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

【ポイント】  
新設の「子ども分」の市町村標準保険税率は「秋の試算」より若干上昇したものの、この上昇分は国保財政調整基金を活用して賄えることから、「秋の試算」をベースに設定・諮問した税率等をそのまま採用するものとなりました。

## 【参考】市町村標準保険税率（本算定）

区分	医療分	後期支援分	介護分	子ども分
所得割額	7.90%	2.78%	2.40%	0.29%
均等割額	48,025円	16,780円	17,001円	1,799円
18歳以上均等割額	-	-	-	120円
限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

## 4 施行期日

令和8年4月1日

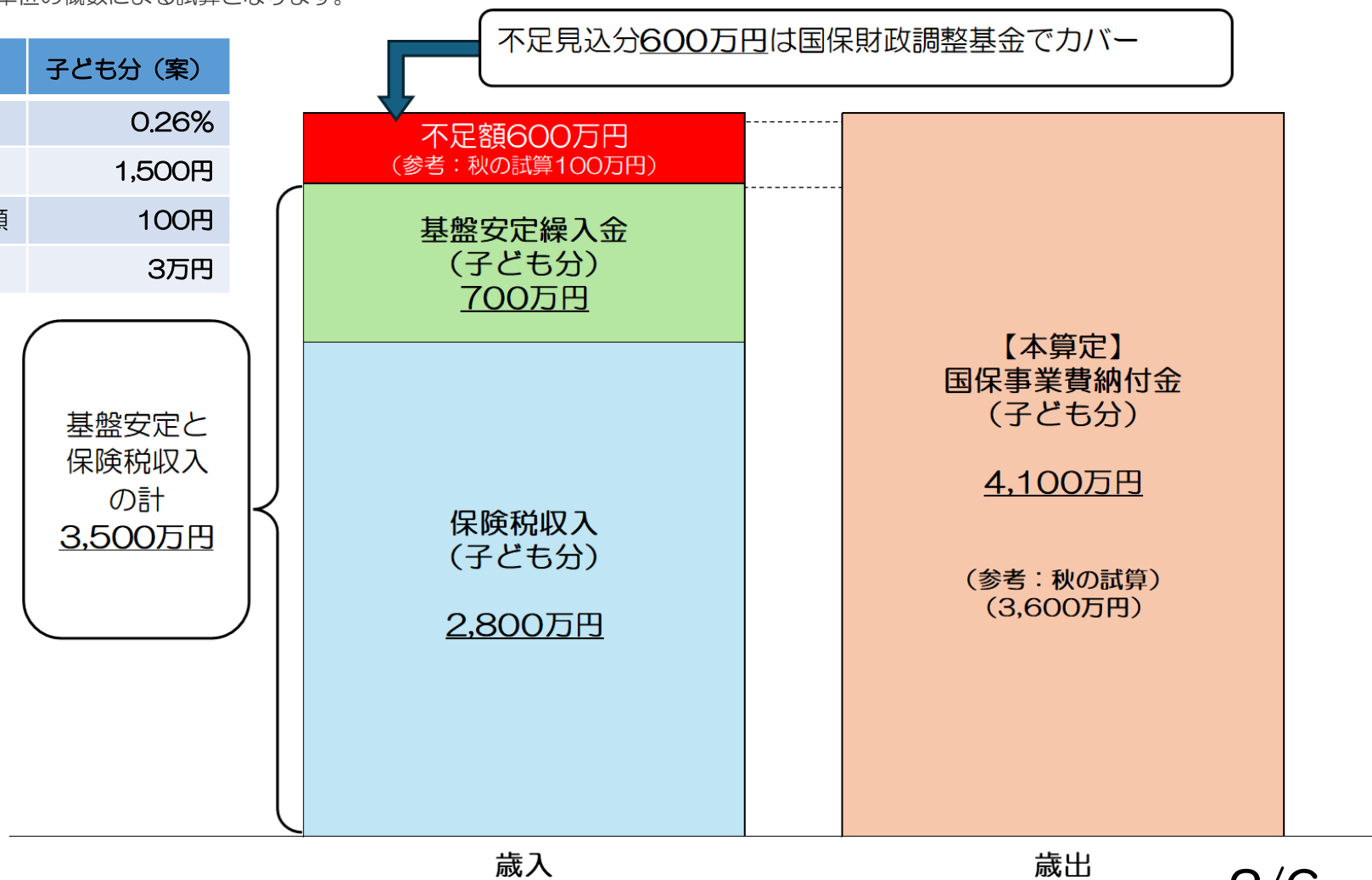
## 5 令和8年度保険税収入等と納付金との比較（納付金本算定反映・当初予算案）

### 【子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）】

※子ども・子育て支援納付金課税額の税率等の案により試算しています。

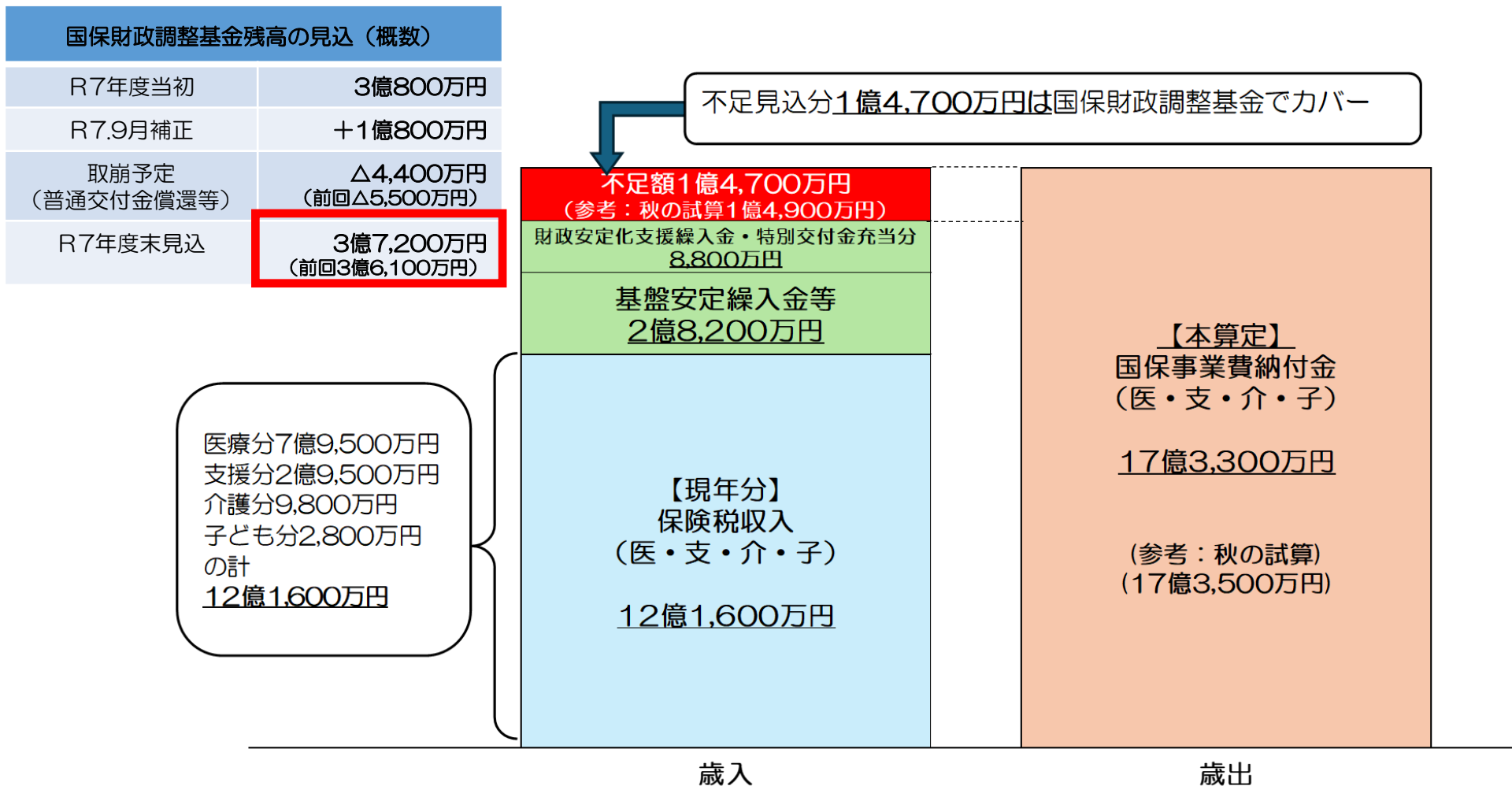
※本試算は100万単位の概数による試算となります。

区分	子ども分（案）
所得割額	0.26%
均等割額	1,500円
18歳以上均等割額	100円
限度額	3万円



【参考】 令和8年度保険税収入等と納付金との比較（納付金本算定反映・当初予算案）  
 【医療分・後期支援分・介護分・子ども分の計】

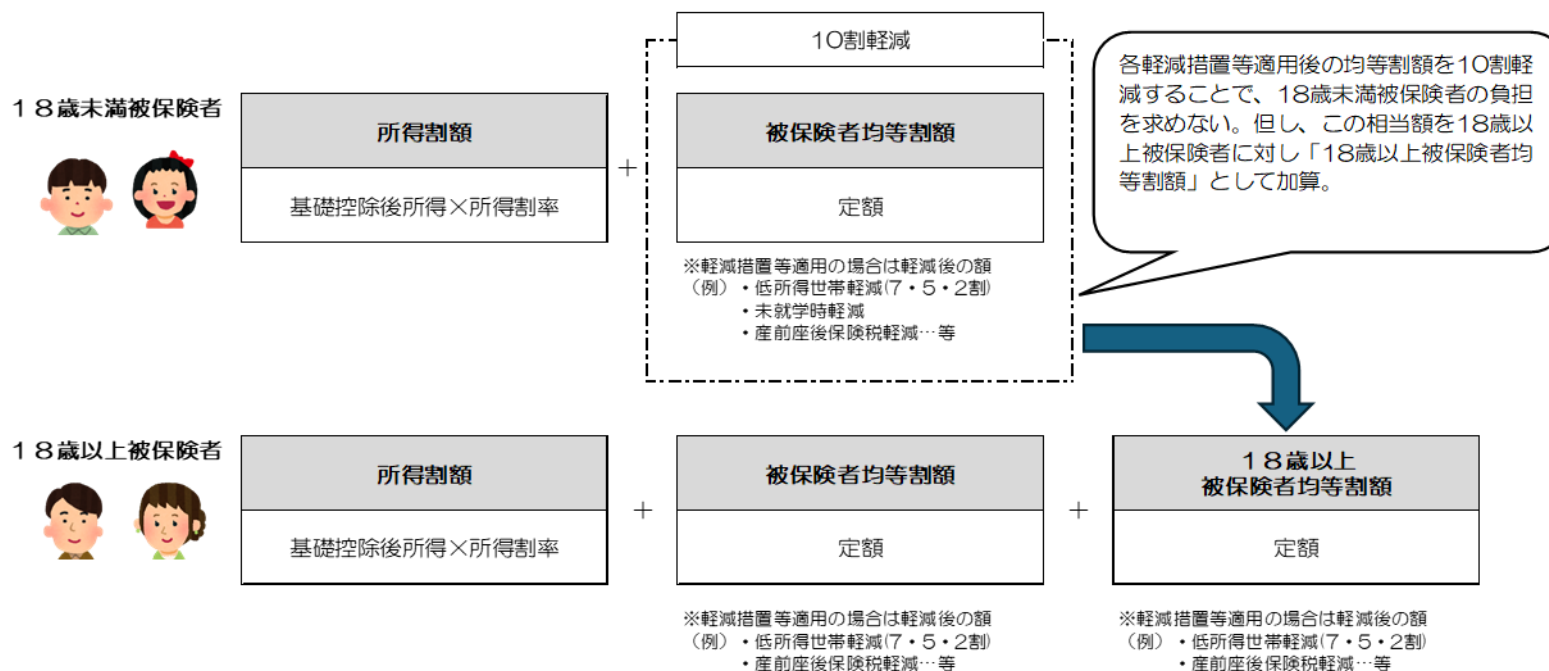
※本試算は100万単位の概数による試算となります。



## 6 子ども・子育て支援納付金課税額のイメージ

本市国保は所得割額・均等割額の2方式による課税を行っているため、子ども・子育て支援納付金課税額についても所得割額・均等割額を課税するものとなります。

なお、当該支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳未満被保険者の均等割額は10割軽減となり、代わって18歳以上被保険者の方に対し、新たに「18歳以上被保険者均等割額」が課税となります。



## 7 保険税年額モデルケース（子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）の試算）※1月試算

※医療分、後期支援分、介護分の税率等は、令和7年度と同じ内容で試算しています。

ケース① 1人世帯  
世帯所得0円、7割軽減対象  
40歳～64歳

	税額（年額）
医療分	11,600円
後期支援分	4,000円
介護分	4,800円
子ども分	400円
合計	20,800円



ケース② 1人世帯  
世帯所得200万円、軽減なし  
40歳～64歳

	税額（年額）
医療分	153,500円
後期支援分	57,400円
介護分	50,600円
子ども分	5,600円
合計	267,100円



ケース③ 2人世帯（夫婦）  
世帯所得200万円、軽減なし  
40歳～64歳

	税額（年額）
医療分	192,400円
後期支援分	70,900円
介護分	66,700円
子ども分	7,200円
合計	337,200円



ケース④ 2人世帯（ひとり親）  
世帯所得200万円、軽減なし  
母35歳、子12歳

	税額（年額）
医療分	192,400円
後期支援分	70,900円
介護分	-円
子ども分	5,600円
合計	268,900円



ケース⑤ 3人世帯（夫婦・子1人）  
世帯所得300万円、軽減なし  
夫・妻40歳～64歳  
子16歳

	税額（年額）
医療分	304,300円
後期支援分	112,400円
介護分	88,700円
子ども分	9,800円
合計	515,200円



ケース⑥ 4人世帯（夫婦・子2人）  
世帯所得300万円、軽減なし  
夫・妻40歳～64歳  
子19歳1人、16歳1人

	税額（年額）
医療分	343,200円
後期支援分	125,900円
介護分	88,700円
子ども分	11,400円
合計	569,200円



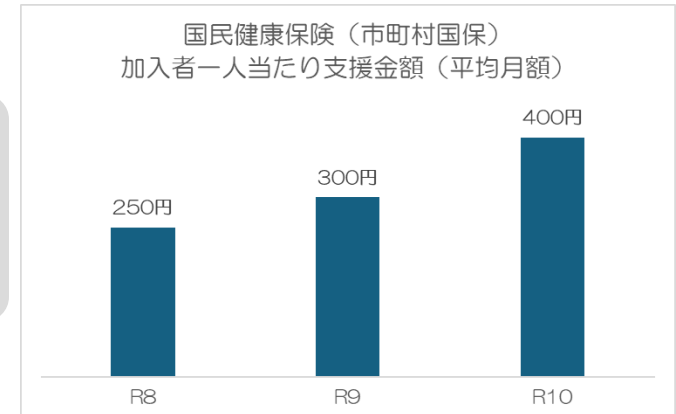
前回資料では子ども分の課税限度額が未定のため、課税限度額を1万円と仮定して算定しましたが、今回は課税限度額を3万円と設定したため、このケース⑥の子ども分の課税額は11,400円となります。

## 8 その他（参考資料）

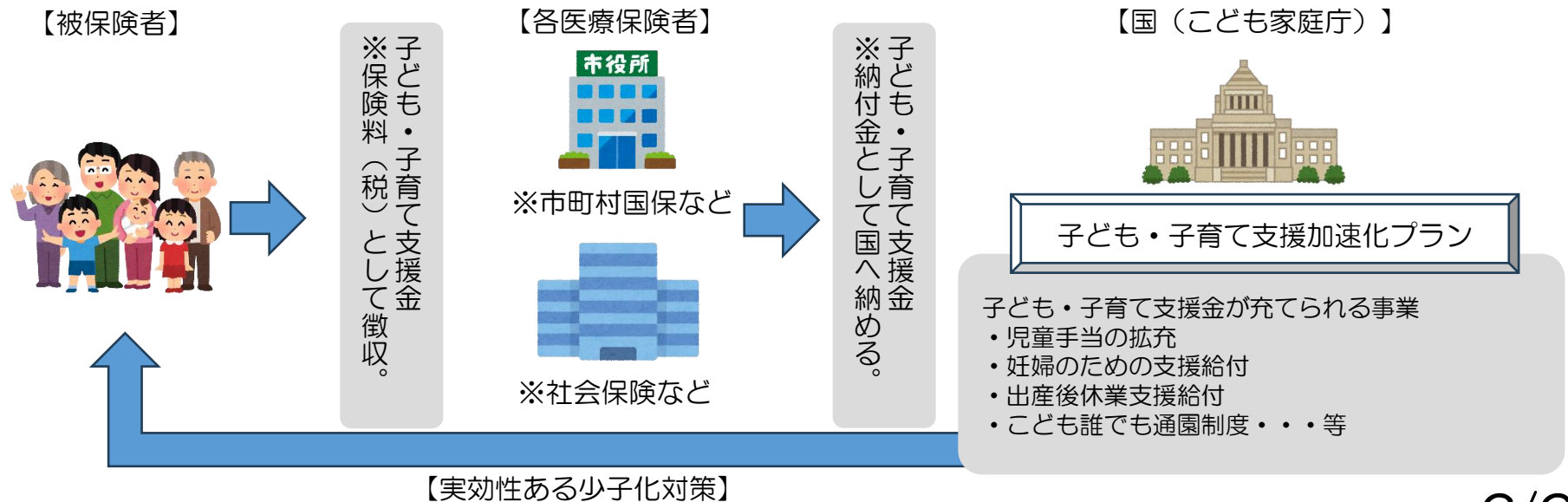
### 参考① 国民健康保険料（税）の負担額について（国試算）

子ども・子育て支援金の負担額について、国民健康保険における加入者一人当たり平均月額、

- ・令和8年度が250円（1世帯当たりでは350円）
  - ・令和9年度が300円（1世帯当たりでは450円）
  - ・令和10年度が400円（1世帯当たりでは600円）
- と国が試算しています。



### 参考② 子ども・子育て支援金制度のイメージ図



※経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高める。